

第四章 豊かな市民生活への願い

第一節 安保体制と社会運動

勤 評 一九五一（昭和二六）年に締結されたサンフランシスコ講和条約および安保条約は、翌年の発効とともに、日本の政治・経済・文化・社会の全分野を規定するものとして作用するようになったが、これはアメリカの世界戦略により日本を極東の反共基地の最大の要石として位置づける狙いと結びついていたため、時とともに多様な矛盾が露呈されることになり、そこから種々の民衆運動の展開がみられるようになっていった。

一九五七（昭和三二）年の愛媛県に端を発した「勤務評定」（勤評）反対闘争は翌五八年には大阪府にも波及し、高槻でも教職員組合が以後数年にわたる苛烈な闘争を展開したのであったが、これもそれらのことと無関係ではなかった。ソ連・中国などを除外した「単独」講和条約と安保条約は必然的に日本の再軍備を要求するものであり、このことは憲法改訂の方向へむけての思想統制を必至とし、同時に、来るべき高度成長期に見合う人づくりをすすめるためにも、その道にたちはだかる日教組を分裂させ、その力をよわめようと



写491 勤評闘争（高槻市教組提供）

して、教員の勤務評定実施が企図されたのである。したがって勤評反対闘争は、「単独」講和・安保両条約が規定する「サンフランシスコ」体制への最も鋭い切り込みとなったのであり、それだけに単に教職員のみならず国民的な規模での対決点とならざるを得ない性格をもっていた。この反対闘争の中心となった日教組にとっては、職場・地域に根ざした統一の輪をどのようにひろげ、維持してゆくかに最大の努力を払うことが鍵となったのであり、勤評の嵐の中で自らの力量がためされ、鍛えられる機会ともなった。

高槻市教組の勤評闘争は一九五八（昭和三十三年）四月の臨時大会決定をうけての闘争委員会設置から開始され、一九六〇年九月の三島教育長辞職確定までの約二カ年半にわたるものであった。

「従来われわれの組織は、革新的な高槻のなかに温存し、市教委もある程度の譲歩し、教育予算、研究費の獲得、年度末人事等も闘争を通じて対決することは殆んどなかった。また元組合の役員を経験した者が多数の役職にあり教育委員もかつては、われわれのスイセンあるいは先輩であり教委であり教委も含めて高槻一家の色彩が濃厚であった。しかしこの関係は教委の任命制以来、教育が反動化するに従って大きな弊害となった。われわれは、勤評反対のたたかいを発展さすなかで、これらの壁を破り、不当な支配や権力に対決し『たたかう組織』となった」

『まことに生きる教師たち―高槻市教組20年史―』高槻市教職員組合編



写492 「まちに生きる教師たち」

一九五八（昭和三三）年の高槻市教組の勤評闘争大会のこのような年間総括のとおり、阪上市政の庇護と教育委員公選制のもとにあったかつての時代の教組の活動姿勢をこの闘争過程で質的に転換し、任命教育委員制下で反動的姿勢を深めつつあった教育行政への対決姿勢へと脱皮していった。府教委の一方的勤評強行決定をうけた大教組の同年一月五日の十割休暇闘争戦術に対する高槻市教組の対応は臨時大会における六六・九パーセントの賛成票であった。これは従来の休暇闘争戦術への参加姿勢からみると大きな前進を示したものであり、この過程で過去一般組合員と行動をとにし、それと同時に各分会の責任者の多くを占めてきた教頭が戦列から離脱し、かわって若い活動家が台頭してきたといわれるが〔前掲書〕、彼等の対決が厳しさを増す中で高槻市教組は質的な変化をとげていったのである。

このような組合内部の質的な力量の強化とともに、勤評闘争では父母・国民の支持拡大が追求された。

一九五八（昭和三三）年には、夏休みを利用した婦人会や労働組合などの各団体との交流や、百回をこえる校区ごとの部落懇談会がひらかれ、九月には高槻母親大会で勤評闘争への協力が決議された。さらに組合側は父母との結合を強めてゆくために、PTAの民主化とそれへの寄生化の克服

や年末などの贈答品廃止運動を決定してとりくみをすすめた。このような勤評闘争への父母・国民の理解を求めてすすめられた諸活動は、一九五八年二月末の勤評闘争に関するアンケート（高槻市内全小中学校の両親・青年・老年層対象、無記名）における勤評反対七〇パーセントの集約結果に反映していた【前掲書】。そして、このような父母・国民の理解と支持を深め、結びつきを強めつつ運動をすすめる方向は、勤評闘争の中で芽生えたばかりでなく、その後の学校・教育白書づくりや教育予算獲得運動、高校全入運動などに生かされ、うけつがれていったのであった。勤評闘争の過程で組合は一面では脱退者を出したり、亀裂を生じたりしており、勤評体制下に入ってからはこのような手傷をいやしつつ組織の統一をつよめ、父母・国民の期待にこたえ、その支持を得ながら国民教育運動の展開につとめたのである。

部落解放 勤評闘争が激しい展開をみせていた

同盟の結成 頃、一方では部落解放運動がその戦後

における新しい本格的な歩みをすすめつつあり、両者は各地で結び合い、共鳴し合いながら発展した場合も少なくなかった。敗戦の翌年に部落解放全国委員会が結成され、解放運動の全国組織が再建されたのであったが、一九五五（昭和三〇）年には「部落解放同盟」と改称され、同時に新しい綱領が採択されて国民との結合を深めながら運動をすすめる方向が明示され、さら



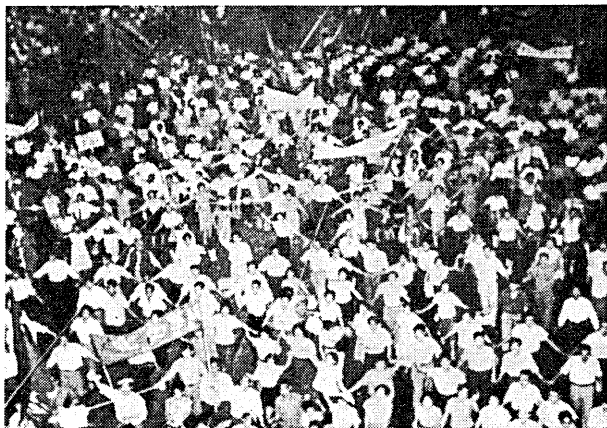
写493 もとの富田明倫館
（「炎をうけついで」より）



写494 部落解放同盟高槻富田支部旗
(同高槻富田支部提供)

新しい解放運動組織が再び誕生したのである。なお同年には中央で内閣に同和对策審議会が設置され、上からの対応もすめられつつあった。翌六二年（昭和三七）年に入ると部落解放同盟高槻富田支部による住宅建設要求を中心とする地区住民の切実な要求をかかげた高槻市への「行政闘争」がすすめられたが、その過程で明らかとなった高槻市議会議長の「差別発言」問題に対する糾弾闘争に転化し、その結果議長は辞任を余儀なくされるとともに、一方では住宅建設をはじめとする諸要求が次々と実現をみたのであった。

に五八（昭和三三）年に入って「部落解放要求国民運動」が提唱され、とりくまれることになった。同年には自民党に同和问题議員懇談会が、内閣にも同和问题閣僚懇談会が設置され、さらに各府県自治体に部落対策事業の推進を指示するなど、政府側の部落問題へのとりくみも積極化していく。このように被差別部落をめぐる下からと上からの動きが交錯する中で、一九六〇（昭和三五）年には高槻市部落解放委員会が富田地区の人々を中心に富田地区明倫館で結成され、これが母胎となって翌年には部落解放同盟高槻富田支部が正式に発足し、折から展開されていた部落解放要求貫徹請願行進西日本隊を高槻四中で迎えて、全国的な解放運動の展開の渦の中で戦前水平社を生んだ富田地区に戦後



写495 安保闘争の「フランスデモ」
（『日本人の100年』より）

六〇年安保 勤評闘争と部落解放運動はともに平和と民主主義を守る意義を内包した運動であり、その意味で共通の地平に立つものであったといえる。また、この二つの運動はともに国民的規模の闘いへの発展を追求したが、もともとそのような方向へむかう性格と必然性をもったものであり、国民諸階層の固い統一と深い結びつきこそ要求実現の保障であった。同時に、これらの運動がすすめられた一九五八（昭和

三三）年は自民党政府が安保条約の改定交渉を開始した年であったことも偶然ではなく、むしろ日米軍事同盟の継続強化の方向が政府によりすすめられたことが、二つの運動促進の刺激になっていたともいえよう。この意味から、一九六〇年の「安保闘争」という一大政治運動と軌を一にしたものであった。

高槻地方をめぐる安保闘争の動きは、一九五九（昭和三四）年五月に総評北摂地協の「安保体制打破地区集会」が湯浅蓄電池工場において開かれたところからもりあがりをはじめ、以後同年一二月の高槻安保共闘決起大会（三千人）を経て、翌年三月には「安保阻止、生活と権利を守る府民大行進」（延べ五万人）が高槻を含め府下八カ所より出発、扇町会場

へむかう大行動の中で高揚をむかえたのであった。そしてこの後、四月から六月にいたる間数次にわたる統一行動がすすめられ、その都度大きなもりあがりを示した。結果としてはこの安保闘争は安保改定阻止を実現しえなかったが、その意図する方向に大きな障害をもたらすこととなった。

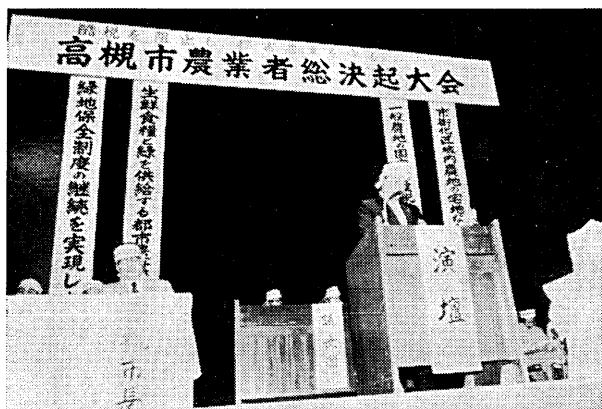
第二節 高度成長下の農民運動

宅地並み課 阪上市政末期にあたる一九五五（昭和三〇）年に入って「高度成長」期が開始されたが、その税反対運動 成長進度が急速に上昇し本格的な成長期に突入したのは一九六〇年からで、高槻市では鈴木

定次郎が市長に就任していた。そしてこの高度成長政策の背景には安保体制があり、日本をアジアの反共基地に位置づけるアメリカの世界戦略が機能していた。また、高度成長政策の中で大阪府は重化学工業を主軸とする太平洋ベルトコンビナートの要地として位置づけられ、独占資本が政府の手厚い保護のもと、労働力と土地と水などを独占的に活用し、莫大な利潤を手中に収める恰好の地域となっただけに、この政策の展開につれて種々の矛盾が鋭く表面化してくることは不可避であり、高槻市もその例外ではなかったのである。

高度成長政策による矛盾が最も鋭く急速に表面化した分野は農業部門であった。「高度成長を支えるためには、労働力と土地を農業から切り離すことが必要である。農業基本法と農産物価格政策が労働力の切り離しを推進したとすれば、土地の切り離しを強行したものは土地収用制度の強化である。」「だがムキだしの土地取り上げだけでは限度がある。そこで宅地供給促進のスローガンを掲げて、土地税制が表舞台に登場する。

IX 現代の高槻



写496 宅地なみ課税反対闘争高槻農業者総決起大会
(高槻市農協本店提供)

その第一は譲渡所得税の軽減である。……第二は、農地所有を困難にする固定資産税の強化であって、市街化区域内の農地に対して宅地なみの重税を課す制度、いわゆる農地の宅地なみ課税の創設である」。

〔全日本農協連二〇年史〕昭和四十六年の項〕

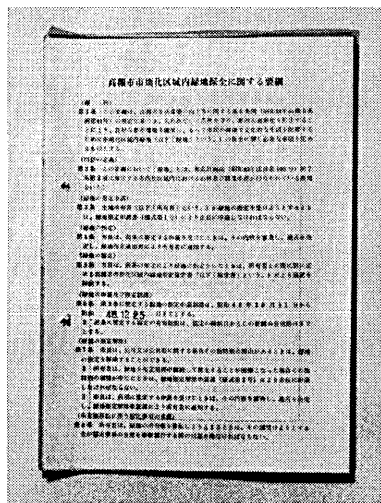
税制を利用した農業破壊だとする各種農民団体の反対を押しきって農地の宅地なみ課税が制定されたのは一九七一年（昭和四十六）年三月のことであった。

高槻市ではこれより先、すでに工場進出や宅地開発により多くの農地の潰廃がすすんでいたことは前章で詳述されているが、さらにこの上に宅地なみ課税が追い打ちをかけるなら、市の農業は破滅の危機に陥るのは必至であった。

一九七一年（昭和四十六）年後半より大阪府下各地で宅地なみ課税反対の農民決起集会が、全日本農民組合・農業協同組合・農業委員会などの手によりひらかれていった。高槻市でも七月一年一月に市民会館で一、五〇〇名余の農民を集め、吉田市長をはじめ市の関係部長、地元の府・市議会議員、各地区農協、市農業委員会、市実行組合、全日本農民組合高槻支部の各代表、高槻地区労働組合協議会、高槻民主商工会などの

代表も顔をそろえてひらかれた。この集会の焦点は「この悪法をうち破るため私どももたたかいますけれども、市長もわれわれとともにどんなはたらきをして下さるのか。それが只今の焦点でございます。」との主催団体である「農地の宅地なみ課税反対対策協議会」の磯村会長のことばに集約されていた。そして、各団体代表と吉田市長との質疑応答があり、市長はその答弁の中で「収益を上まわる課税は悪法であり、農民の怒りは当然である」「基本的に反対であるが、法が定めている以上は課税せざるを得ず、一番苦しいが市長の裁量権を活用したい」など反対する姿勢を明確に表明した。この背景には同年九月に全日農大阪府連が各種農民団体によびかけて行われた「宅地なみ課税反対大阪府交渉」の席上で、黒田了一府知事の「宅地なみ課税に反対、府としても被害を最少限にいくとめる措置をとる、悪法廃止の運動をおこなう」旨の言明を引き出し、自治体を課税に反対する農民の立場に立脚させようとする努力の結果があった。さらに言うならば同年四月の知事選で社・共両党をはじめ、全日農など各種民主団体による革新統一の力で、約二万五千票の差で自民党の推す佐藤義詮候補を破り、黒田了一知事を当選させた府民の力、とりわけ高槻市における黒田票五万〇、八四二、佐藤票三万五、一六四が示すような高槻市民の大きな革新的力量の反映が底流にあったといえる。また一九七一年はその二、三年前から準備会として活動をしていた農民組合支部が高槻で正規の発足をみた年にもあたっていた。

翌七二年に入って、一方では国会で宅地なみ課税一年延期が決定されるとともに、他方では市街化区域内の農地の宅地なみ評価替えによる新評価額の縦覧が開始されたが、大阪府下ではこれに対する審査申し出が一〇万件を超え、全国の半数を占めたのである。七三年に入って宅地なみ課税が多く、農民の反対を押し切

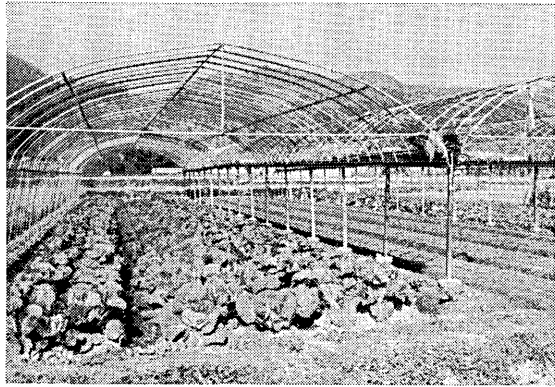


写497 高槻市市街化区域内緑地保全
に関する要綱（市役所文書）

って強行実施されることになったが、これに対して全日農は「課税分の農民返還」を追求していった。そして神奈川県藤沢市の差額還元方式にもとづく「生産緑地制度」に関心を寄せた全日農府連が調査を実施したが、これとは別に高槻市も独自の調査を行い、七月九日には藤沢市と同じ構想に立脚しながら内容的にはさらに進んだ差額還元方式をとり入れた「高槻市市街化区域内緑地保全に関する要綱」（案）を作成し発表した。これは「小規模農地であっても集団で二平方メートル以上まとまり、三年以上営農を約束した場合、増税による差額分を農業奨励金として農家に返す」というものであった。そしてこの背景には同年三月に三〇万人に達した過密状況から生ずる財政・環境などの悪化を防止するために、過密規制をすすめる裏側の措置として策定された事情があった。都市近郊農業を蔬菜供給のみでなく、緑地・防災空間の確保にも活用し、

農地を都市機能の一部としてとらえようとする見地に立つものであったといえよう。

この動きは阪南四市長会の同一構想の発表へと広がり、以後「差額還元方式」は府下関係市全体の潮流となっていた。しかし、この流れに対する妨害策動が大阪府の保守的官僚筋より加えられるようになると、この逆流との闘争が発生した。この策動が表面化したのは高槻市であり、川上勇府地方課長が吉田市長に対し「差額全額を還元することは問題で



写498 高槻の近郊農業（市内塚脇三丁目）

この宅地なみ課税反対運動は、農業そのものの存立基盤をおびやかす危機を前にしただけに、全農民をまきこむ運動となり、自治体を自らの側にひきよせつたたかわれ、高槻北部を中心に近郊農業とみどりを守りつつ今日にいたっているのである。

ある。そんなことをすると国からもらう交付税に悪影響が出てくる。」と脅迫めいた干渉を行った事実が発覚したのである。同年九月、全日農府連五〇〇名の動員下に行われた黒田知事をはじめとする府側関係幹部との団交により、知事の「宅地なみ課税反対」の意志を再確認するとともに、地方課長の責任を追求し、最終的には高槻市長に対し府が陳謝することで決着をみたのであった。こうして差額還元方式は妨害をのりこえて府下に定着していったのであり、高槻市の場合はその後さらに検討が加えられた結果、九月になり、対象地を全農地・山林とする府下でも最もすんだ施策が決定されることになった。この後、一九七六（昭和五一）年の制度改正により自治体が宅地なみ課税を軽減することを公認されるや、全日農府連は機敏に府と交渉し、その結果全国最高水準の軽減率を獲得することに成功したのであった。

IX 現代の高槻



写499 イタイイタイ病の報道
（「読売」昭和44年8月23日）

カドミウム 高度成長政策のもとで高槻の農業に大きな被害をもたらしたものにカドミウムによる汚染公害反対運動 問題があった。

大阪府下においてこの問題が最初に発見されたのは一九七〇（昭和四五）年末から七一年はじめにかけて、八尾市久宝寺地区・大阪市平野区加美地区・生野区巽地区の各地区であった。これは当時厚生省がイタイイタイ病の原因がカドミウムであると認定したことから、全国的にカドミウムの生産工場・使用工場の総点検が実施される中で判明したものであった。

高槻市の如是・富田地区のカドミウム汚染が明確になったのは一九七一年（昭和四六）六月のことであった。加害企業は松下電子工業株式会社で、テレビのブラウン管の製造工程でカドミウムを使用して一五年を経

過していた。白黒管系統に使用した排液は女瀬川へ、カラー管系統のそれは日野川へ放流され、それぞれ芥川や玉川を経て淀川や神崎川へ流れこんでいた。

松下電子工業の排水問題については、一九五九（六〇）年頃如是地区の水田に白枯れ病が発生した際、地区（如是農政研究会）と会社との間で覚書が交換されていた。覚書の内容は会社の責任で専用排水管を早期に設けること、農作物に対する排水

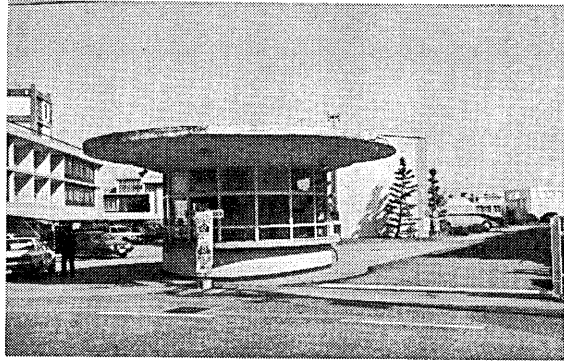


写真500 松下電子工業株式会社（市内幸町）

被害発生時の補償責任を骨子としたものであり、カドミウム自身の処理施設が完成したのは六八年三月のことであった。

大阪府公害室が松下電子工業に立入り検査し、さらに工場周辺の如是地区の一部の環境調査を高槻市の協力もえて実施したのは七一年五月であり、その調査（第一次）結果は六月中旬に市公害対策特別委員会と、如是地区住民に公表された。その内容は工場排水の水質は規制基準以下であり、河川水・上水道原水よりカドミウムは検出されず、産米も安全基準以下で「当該地域においてはカドミウムによる環境汚染はそれほど進んでいるとは考えられない。」というものであった。ただし、厚生省が環境汚染精密検査実施の必要性の有無の判断基準としている〇・四PPMをこえた産米が二カ所より検出されているため第二次調査を実施することが明示された。

この第一次調査結果が発表されると、全日農高槻支部は早速市長に対し質問状を提出して、この調査結果の底に流れる企業と自治体の無責任な姿勢を批判し、抜本的対策樹立を求めた。イタイイタイ病対策をはじめとする市の責任による健康診断、自主・民主・公開の徹底した汚染調査・汚染米の交換・営農保障・企業の責任追求、などがその主内容であったが、これに対する市長回答は、全日農高槻支部の要求をほぼ全面的に受け入れるものであった。以後全日農支部は自治体・企業と被害

地区農民との間の交渉による責任ある措置の決定とその実行を見守りつつ、農民をはげまし、ともにたたかったのであった。

第二次精密検査の結果は七月中旬に発表されたが、(1)関係水域の松下電子工業以外の二八工場にカドミウム使用事実がないこと、(2)日野川水系が最も汚染がはげしく、特に松下電子工業の排水口下流で最高値の五・〇〇PPMが検出されたこと、(3)水田汚染も日野川水系が最もすすんでいること、(4)産米のカドミウム含有濃度も安全基準をこえるもの九二分の三、精密検査必要基準をこえるもの九二分の二二であったこと、が主内容で、松下電子工業が汚染発生源の加害企業であることが浮き彫りにされたが、なおその報告の結論には「昨年末に発生した八尾地区における汚染状況にくらべると、全体として比較的低い値を示している。」とできる限り企業責任を免責し、被害の軽さを印象づけるかのような姿勢を示していた。

七月中旬から下旬にかけて保健所による地域住民の健康診断が実施され、八月に入って関係地区農民は結束を固め、「如是・富田地区合同松下公害補償交渉委員会」(委員長松田長十郎)を結成し、会社側との第一回交渉に入った。そして一方では第三回の精密検査が実施されたが、八月末の結果発表では、第二回とほぼ類似の結果が得られ、松下電子工業の責任は免れることのできないものとなり、九月には第二次の健康診断が実施された。補償交渉については、被害地区より、土壌の入れ替え・生産補償・慰謝料などが要求されたが、最終的には、一月にいたり覚書が交換され、すべて金銭補償(一五四農家に一億一千万円)による解決をみることになった。

このような高槻市におけるカドミウム公害に対する農民のたたかいをみると、高槻よりも先に発覚した

加美地区農民のねばり強いたたかいの結果かちとられた補償基準や営農環境の保全対策などに準じて行わねばならない対策についても、「高槻支部（全日農―筆者注）の強硬な活動がなければ、大阪府は低目に、少な目にしかとうとしなかった。被害補償については加害企業ははじめから松下電工であることが判然としていたこと、単独の企業であり、何よりも企業のイメージ・ダウンをおそれる大企業であることが幸いしたようである。」〔全日農大史〕といわれる面をもっていた。なお、健康診断の結果はイタイイタイ病患者は一人も見えなかったものであり、誠に不幸中の幸いであった。

水利権を 高度成長下の工場進出や宅地開発と、それにと
守る運動 なう人口急増、田園都市から工業都市へ、工業都
市からベッド・タウンへの変貌のもとで、農業に大きな障害をも
たらしたものに農業用水の汚染問題があった。

宅地開発による市街化がすすみ、下水道が設けられると、そのあおりで農業用水路が干上がり、上本町などでは水道水で田植え作業をしなければならないなど、汚染以前に水路自体が潰廃する場合すら発生した。農業用水の汚染源の一つは工場排水である。たとえば一九七一年八月一四日付の毎日新聞には



写501 全日農高槻支部（昭和58年当時・市内芥川町二丁目）

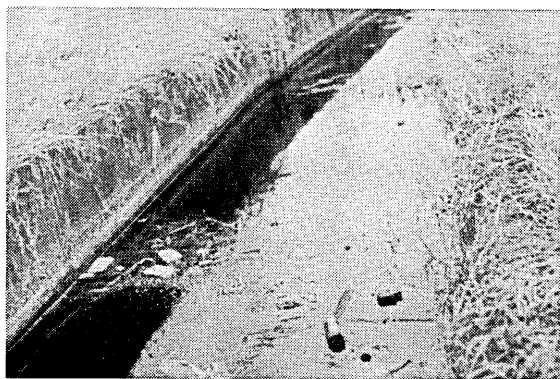


写502 日 野 川（市内東五百住町三丁目）

次のような記事がみられる。「『農業用水に油が浮かんできたない』——。最近、高槻市でこんな苦情が目立っている。重油やガソリンを使う工場や事業場がふえたためで、市は近く工場の立入り検査で“犯人”の摘発に乗り出すことになったが、下水道がほとんどなく農業用水イコール排水路という現状では抜本的な解決は望めそうもない。超スピードで発展する大都市周辺の新たな公害だ。」当時、下水道があるのは旧高槻地区と下田部団地だけで、しかも普及率は市街地の九・一パーセントということではある意味では予想されたことともいえる。

汚染のもう一つの背景は一般家庭から流出する汚水であった。人口急増に下水道の敷設が追いつかず、一九七三（昭和四八）年末で下水道の普及率は計画面積の四・六パーセントたらずであり、しかも宅地開発の波は下水道の計画区域外へひろがり、ますます両者の懸隔は大きくなるばかりで、河川・水路の汚濁はすすむ一方であった。

高槻市では一九七三（昭和四八）年の一二月市議会で「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を行い、一般家庭などのし尿浄化そのの管理の徹底をはかり、その点検や指導を強めることにした。人口増とともに当時は連年二千件ぐらいの浄化そうがふえ、一九七三年初めまでのその設置数一万二千件は府下でも第一



写503 汚染される農業用水（市内唐崎北二丁目付近）

位を占めたが、浄化その内の清掃を実施しているのは六〇パーセント程度という状態がその背景にあったのである。

また、一九七三（昭和四八）年八月に市民会館で開かれた市民学習会における高槻公害問題研究会（朝倉新太郎会長）の芥川の汚染調査の結果発表は、各家庭で使用されている合成洗剤の汚染に及ぼす危険な役割に警鐘をうち鳴らすものであったが、これは他の河川・水路についても同様のことが充分推定できることであった。

さらに宅地開発の進行によって新しく市内へ流入してきた市民の間から、農業用水路が蚊の発生源となり、また子供の水難事故にもつながるという声が生まれ、さらに塵芥を不法投棄する例も発生したりして、在来 of 農家と新入市民との間に矛盾を生み、折から全国的にすすめられた「列島改造計画」がもたらした農業用水路の立場は悪化する一方であった。

このような事態がすすむ中で、一九七五（昭和五〇）年八月には芥川・芝生などの農家約一五〇戸が「農業用水確保対策協議会」（二二実行組合、約三〇ヘクタール）を結成し、「都市化による農業用水の汚濁を防ぐ」運動に立ち上がった。そしてこの運動を通じて、（一）農業用水と都市下水とを分離させ、前者の浄化をはかる市

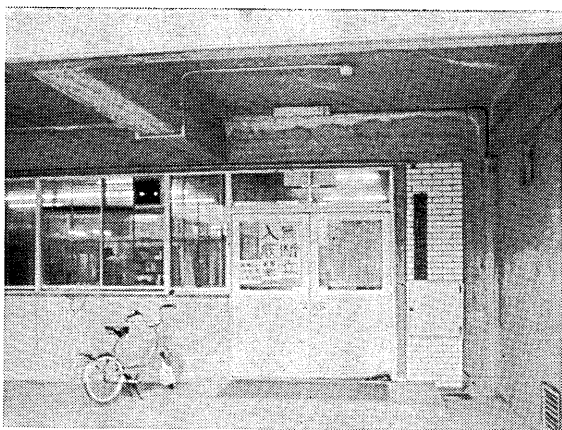
民運動に発展させてゆくこと、(二)市民に用水路清掃の協力を求め、市にもその清浄化の努力をするよう求めること、(三)市民の間にうまい米の生産に必要な清浄水の重要さをPRすること、などを追求してゆくことにした。

そしてその具体的な第一段階として、同年八月一二日には会員が市水政課職員とともに真上町―芥川町―上本町の芥川流域八キロにわたる用水路を徒歩で視察し、出丸・土橋・城南地区など国鉄以南の用水路の都市排水・下水道化の深刻な実情を確認、また昼食ではまだ汚染されていない檜田地区の米と汚染度の高い下田部地区の米を食べくらべ、府奨励米でもある前者の優位をたしかめあった。そして同会事務局を全日農高槻支部内におき以後も運動を継続してすすめた結果、徐々にその成果が実っていった。

第三節 広がる住民運動

工場公害 前章で詳述されているように、一九六〇（昭和三五）年以降一〇数年間は高度成長政策の波が**反対運動** 高槻市に最も強く打ち寄せ、その結果かつての「田園都市」高槻が最もドラスティックな変貌をとげた時期にあっていた。

一方で高槻と富田、高槻と枚方間の国道（一七〇号・一七一号）沿いに各種の工場が進出してくるとともに、他方では磐手・清水・如是・富田・大冠・三箇牧の各地区で宅地開発が、特に昭和四〇年代前半に南部を中心に大規模な公団住宅の建設がすすめられていったのである。そして、前者のもたらす大気や水の汚染



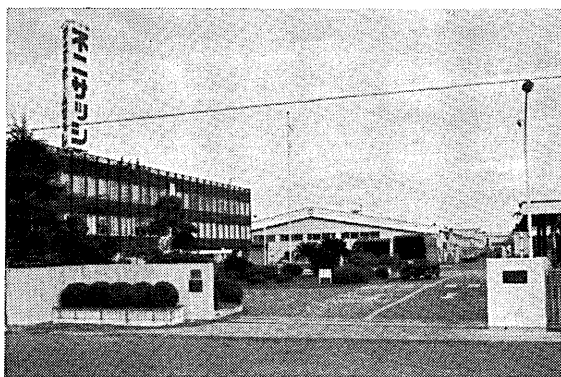
写504 市公害研究室（市内野見町）

問題が後者の人人の健康や生活をおびやかし、各地で公害防止や反対の住民運動が、発生源の加害企業や行政上の責任を負う地元の自治体に対して発生してくることとなった。その場合特に両者の結節地域である下田部・庄所・城西・中川の各町などで両者の矛盾が最もするどく表面化し、それだけにまた住民運動もさかに行われた。

高槻市では一九六九（昭和四四）年には公害対策室が設けられ、さらに七〇年六月にそれを公害対策課に昇格させ、九月には「公害防止に関する指導要綱」を制定して、公害発生源の企業と公害防止協定を締結して、強力な指導を実施できる体制を整備していた。

一九六八（昭和四三）年四月に操業を開始した不二サッシ工業会社大阪工場の排出する悪臭と騒音問題が隣接する下田部C団地自治会できりあげられたのは七一年春のことであった。このC団地は前年の七〇年春に完成した四六〇世帯、一、二〇〇人からなるものであり、一方の「不二サッシ」は川崎市に本社があり、折からの建設ブームにのって増産体制を日々すすめてつあった「建具」界のトップメーカーであった。七〇年一月C団地では自治会結成とともに住民が実態調査を開始、「公害手帳」をつけるなどしていたが、七一年六月下旬に

IX 現代の高槻



写505 不二サッシ株式会社（市内下田部町二丁目）

入って自治会より市へ陳情が行われるとともに、自治体任せでなく自らの手で解決をはかろうと工場側と直接交渉を行った。やがて八月末にいたりその交渉が実って、両者の間に公害防止協定が結ばれるにいった。この協定内容では、悪臭・騒音に関する改善措置とともに自治会役員の立入り検査を認める条項がもりこまれたことが注目される。そして、この条項にもとづき一月に最初の立入り検査が行われた結果、協定され

た改善項目はほぼ達成されていることが確認され、翌七二年四月には両者間の恒久的な第二次協定が正式に取り結ばれる運びとなった。この協定では立入り検査人員の拡充、協定違反時の公害発生個所の操業中止条項が規定され、先の第一次協定よりすんだ内容となっていた。

ところがその後七三年五月下旬になって、団地脇にある農業用水路にアルミを溶かした廃液処理水が放流されているという協定違反の事実が、その悪臭から発覚するにいたり、二日間にあたる住民側のきびしい交渉の結果、排水路をコンクリートで閉鎖する旨の確認書を取り交わされることになったが、その後さらに夜間の騒音が基準を上まわっていることが判明し、七月に入って団地自治会との間で交渉がもたれ、その結果工場側は約一三億円を投入して八項目の設備改善を実施するなど、団地と共存できる抜本

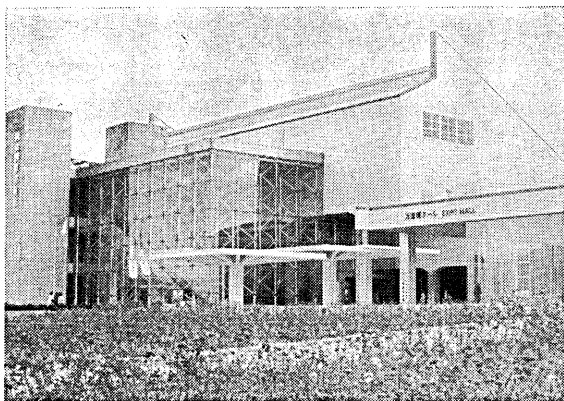
的公害防止対策と環境改善策を提示し、この計画が完了し協定遵守が確認されるまで夜間操業を中止することを住民に確約した。

一九七一年（昭和四六）年春より同じ下田部C団地と周辺の庄所・中川町の住民の間から大日本セロファン本社工場の排出する硫化水素ガスの悪臭公害に反対する運動がすすめられた。そして市や市議会公害対策特別委員会を動かすとともに、会社側と独自に交渉し、「不二サッシ」の場合と同様の立入り検査権の容認をはじめ公害防止措置や補償を確約させたり、公開質問状で企業責任を追求したりするなど多様な行動を展開し、その過程で市の責任で住民の健康診断を行わせたりもした。このような住民運動の圧力で会社側は公害防止設備の整備に努めたが、七二年三月に完了公約をしていた第三期工事が未完のため、四月に入ってから二七パーセントの操短を余儀なくされるとともに、さらに六月末には大阪府と高槻市に抜本的な改善計画書を提出し、その中で七月末までに製造部門の操業を二カ年間停止する措置をとり、その間仕上げ部門のみを残すことを表明し、約八〇人の人員整理を断行したのであった。

このほか、この地域の住民は周辺にある阪神溶接機材会社のマンガン粉塵公害（一九七二年）、東洋製缶高槻工場の悪臭公害（一九七三年）などに反対する運動をもすすめ、一方で自治体の行政指導責任を問いつつその協力を確保し、他方では自己の営利にのみ目を向ける企業の社会的責任をすべく追求し、自らの力で自らの生活と健康を守っていったのであった。

万博公害 一九七〇（昭和四五）年春開場の万国博覧会は、折からすすめられていた高度成長政策の重大反対運動 要な布石の一つとして政府・財界の大きな期待と援助が寄せられていたが、その会場が隣接

IX 現代の高槻

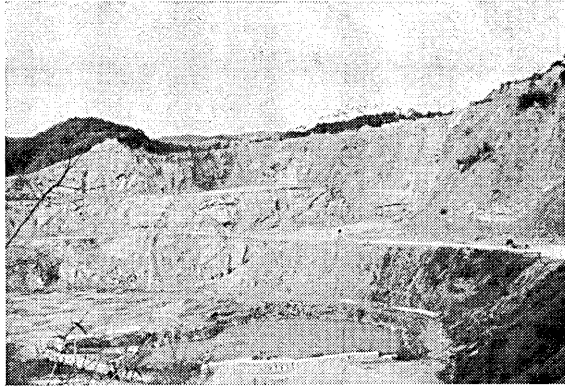


写506 1970年万国博覧会会場（吹田市万博記念公園）

する茨木市であっただけに、その会場造成過程で高槻市にも種々の影響があらわれ、特に北部を中心に市民の生活をおびやかす、自然環境をも破壊する公害問題が発生することになった。

万博会場の建設工事が本格化する一九六七（昭和四二）年後半頃より建設用石材の採石場が芥川上流の間部に次第に増設され、六八年なかばでは八業者が山を切り崩して採石事業を営んでいた。そして川沿いに走る府道枚方―亀岡線は当時一日平均五〇〇台のダンプカーが往復し、その砂煙りと採石場で発散する石粉とで上流一帯は汚染し、また山麓線は樹木も砂ぼこりで枯れるものもあらわれ、原大橋以南の沿線の民家を中心に「危険で歩けぬ」との苦情が発生したのである。いわゆる「碎石公害」と「ダンプ公害」の複合公害が北摂山系に発現したのである。芥川上流の北摂漁業協同組合は鮎の生育に重大な被害がおよんだため、碎石業者に抗議と補償を申し入れ、六八年には一定の補償金を獲得したが、市の公害対策室も現地調査にのりだし、以後業者への行政指導を強める体制を整えていった。

これらの公害は、万博工事が終了して鎮静するどころか、その後もビル建設・道路舗装用の石材需要の増大と平行して採石場の数もふえ、それに伴って被害地域も次第に北摂連山をかか



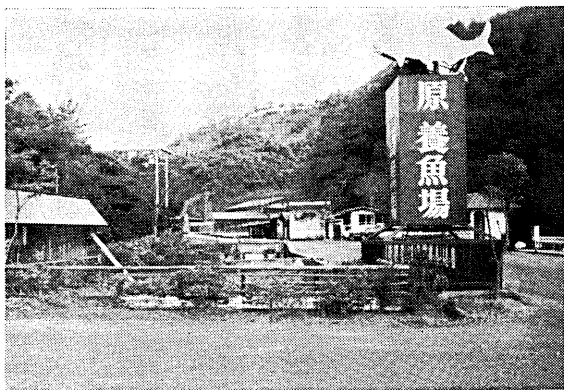
写507 原の碎石工場（市内大字原）

に関係業者の操業停止を大阪通産局に申請することなどを申し合わせ、七月には市と業者間に公害防止協定が結ばれた。

さらに同年八月下旬には、高槻警察署により採石業者に対して行われた暴走や積載違反による落石などに対する注意や警告に対して「日本碎石」など一〇業者が同署に出頭して全面的な協力を約束したが、同署で

えこむ全域に、行政区域をこえてひろがっていった。そのため一九七二（昭和四七）年一月には碎石公害の同じ悩みをもつ高槻・茨木・池田・箕面・亀岡（京都府）の五市と島本町の五市一町の公害担当職員による合同パトロールが実施された。当時五市一町間の碎石場は三三カ所あり、一番多かったのが高槻市の一四カ所で、茨木の八カ所がこれに ついだ。そして、このことが契機となり同年二月には五市一町で「碎石公害連絡協議会」が結成され、さらに四月には「碎石公害指導要綱」を協力して作成した。この内容は（一）各事業所に防塵装置・沈砂地の設置を義務づける、（二）事業所周辺に塀を設ける、（三）各事業所に碎石ダンプカーの積載量の監視責任を負わせる、（四）各事業所は「ダンプ街道」を清潔にする、など一九九カ条にわたるものであった。同時に今後の定期合同パトロールで、要綱違反者が発見された場合、当事者を告発するとともに

IX 現代の高槻



写508 芥川上流の原養魚場（市内大字原）

は碎石場、パトロールを強化し、この約束の違反者に対する取締りを強めることにした。これに呼応して五市一町の連絡協議会もダンプカーの実態調査を実施し、六五四台をチェックしたが、八月末の発表結果では、高槻市内の通過台数が最も多く、また、規定のシートカバーをせぬ違反車が一五パーセントを占めていたが、全体として自粛傾向がうかがえ、一定の前進をみせるようになった。

このようにダンプカーに対する規制が強められる中で、九月末になって大阪碎石工業所の下請けの大摂工業碎石運搬事業協同組合に所属する三二名の運転手が、ダンプ公害規制が強化された結果積載量や運行回数減を余儀なくされたため収入減となったことを理由に「ダンプ公害をなくすためにも運賃単価を二割引き上げよ」とストライキ闘争を行い、会社側からほぼ要求どおりの回答を引き出す成果をあげ、これに同調しておくれてストに入った高槻碎石工場の「高槻石産輸送組合」の三三名も同様の回答を得るという事態が生じたのであった。このようにして採石企業の責任を明確にしつつ地域住民と採石運輸労働者との利害を統一させた運動が展開されたことは注目されることであった。

しかし、この後もダンプ公害は絶滅するまでにならなかったため、一九七六（昭和五一）年末には業者・住民・市議会・警察・府・

市の六者による「市採石等公害対策協議会」が設けられ、各種のきめ細かい規制を市で検討してゆくことが決定された。

道路・交通公 高度成長政策をすすめるためにも不可欠となったのが、道路・交通網の新・増設と整備の問題であった。

しかしこれも当然のことながら企業優先の視点から構想されたものであったため、関係地域住民との間にしばしば利害の対立を生み、そこからまた住民運動が発生してくることもあった。

一九七一（昭和四六）年七月上旬、下田部団地で「十三―高槻線、下水処理場反対住民の会」が約三千世帯の参加で結成され、代表による府土木部への建設反対陳情が行われた。

この府道十三―高槻線は一九六三（昭和三八）年に過密状況にあった一七一号線のバイパスとして七七年完成の予定で計画されたもので、十大放射線状幹線道路の一つにあたるものであり、西淀川区の阪神国道から高槻市五領地区の国道京都―神戸線まで二三キロを新幹線沿いに結ぶもので、その間に下田部団地中央を長さ六〇〇メートルにわたって幅三〇メートル、六車線が貫通することが問題とされたのであった。同年四月の府の説明では一日の通行量六万台が予測されており、これに対して道路両側に二メートルの緑地帯と一カ所の歩道橋設置が予定されているだけで、騒音・震動・電波障害・排ガス公害事故などの自動車公害の発生は必至とみられていた。

この十三―高槻線に対する高槻市の動向は、当初は積極的推進の姿勢で対応していた。その背景には六六年に高槻市がまとめた万博関連事業の十数項目の要望がすべて認定されず、万博を契機に長年の懸案を一挙

IX 現代の高槻



写509 工事中の十三一高槻線（市内西面北二丁目付近）

に解決しようとする望みが絶たれたため、六七年に入って「十三一高槻線」だけでもせめて早期実現をめざそうとする市・市議会のあせりにも似た動きがひそんでいた。同時に、同線の計画決定後、同所に市の下水道管敷設が行われることとなり、「道路建設はともかく、下水道管敷設に用地買収を早く終えよ」との市の要望が府へ提出されるという事情もからんでいたのであった。

反対陳情に動き出した下田部団地自体、もともと十三一高槻線のルート決定後「幹線道路に近い方が住民に便利」として造成されたといわれており、反面入居住民はこの道路建設を事前に知らされていなかったところにも問題の一端がひそんでいた。

一九七一年一月には団地住民の八五パーセントに当たる六、七〇〇名の反対署名を携えて、摂津市正雀地区の住民とともに黒田知事・牧野府土木部長と交渉をもち、「地元住民の意志を無視して強行せぬ」などの確約をとりつけ、翌七二年に入ると高槻市議会に対し二、五〇〇世帯、一万名を目標に三月定例会提出をめざして、路線変更請願署名を展開していった。さらに、五月には、吉田市長に対し、市長のこの問題に対する姿勢を糾す七項目にわたる公開質問状を提出して迫った。このような住民の動向をうけて、五月末市建設水道委員とともに、吉田市長は黒田知事を

訪問してその意向を打診したが「計画変更しないが、最大限公害防止構造に努力したい」という考えが表明されるにとどまった。

当時の府・市の姿勢はともに「路線変更せず、公害を最小限にくいとめる工法採用」ということで、市議会建設水道委員会もこの意向に傾いていたのであり、「絶対反対」の住民側との間に重大な相違点をもっていた。したがって住民側は六月に入って委員会に対し五月に引き続いて二回目の代表による請願の趣旨説明を行うなどねばり強い行動をすすめ、七月に入ると下田部団地に続いて玉川橋団地自治会が約三、二〇〇名の反対署名を添えて市と住宅公団に対し陳情を行い、翌七三年三月には黒田知事に対しても陳情して「団地内の用地買収、着工については自治会の了解なしに強行しない」旨の確約をとりつけるなど運動はひろがりをみせていった。

このような運動のひろがりはその後も一層すすみ、三月下旬には当時市の基本計画審議会で審議中の三八路線の都市計画道路を、「企業優先の計画」として反対している南平台・日吉台・安岡寺・下田部団地各自治会、高槻公害問題研究会など一四団体が、計画道路の所要所で独自に公害実態の測定・調査にあたり、そのデータを裏付けに市に再検討を迫る動きなどとなってあらわれた。さらに同年一〇月末には市の基本計画審議会そのものに「市民組織の代表を参加させ、市民を主役とする町づくりをすすめよ」という市長への要望を十三―高槻線に反対している下田部・玉川橋団地自治会をふくむ一三団体から提起する方向へと発展し、翌七四年五月には府下各地の道路公害に反対する「道路公害反対大阪連絡会議」と府土木部との交渉が実現したのである。

IX 現代の高槻

このような経過をうけて一九七四（昭和四九）年一月には十三・高槻線に関して市と下田部・玉川橋団地自治会との間で、無公害確認まで道路建設は現状凍結する、府が強行工事に入る場合も市は絶対反対を貫く、などの確認書が取り交わされて当面の事態の收拾をみることになった。

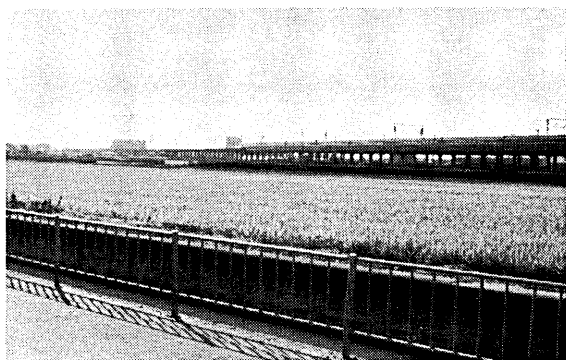
新幹線公害 反対運動 これとは別に一九六四（昭和三九）年に開通した東海道新幹線の騒音や震動公害が高槻市で問題とされた

したのは、昭和四〇年代後半からであった。四〇年代前半に大冠・五領地区など新幹線通過地域に宅地開発がすすみ、人口増とともに小学校などの公共施設も建設されたうえに、一九七〇年一〇月のダイヤ改正で通過回数が倍増したことが「新幹線公害」を表面化させることになった。

昭和四〇年代後半の「新幹線公害」反対の住民運動については次に年表風に略記しておくこととする。

新幹線公害反対運動の歩み

昭和46年10月 大冠小学校の訴えで市公害対策課、騒音測定実施（七九、八五ホーン）、校長、新幹線大阪保線所に善処要請す



写510 国鉄東海道新幹線（市内唐崎南三丁目付近）

- 47年1月 国鉄東海道新幹線総局より「今すぐにはなんともできぬ、校舎は後からできたものだ」と市教委へ返答あり
- 47年7月 大冠小の児童の作文による訴えが実り、防音壁の延長やレールの改善などの工事実施さる(平均一〇ホーン減少)
- 47年10月 市公害対策課主催の「新幹線公害を考える住民集会」開く(13日)、下田部団地で国鉄が初めて騒音測定実施、防音壁の高さを倍化し2メートルにすることを住民に約束す(18日)
- 47年12月 「高槻市新幹線公害をなくす会」が下田部・西面・唐崎・天川・野田など沿線二二地区三三自治会の加盟で発足、席上沿線の桜台・大冠・五領の三小学校と第六中学校の児童・生徒も作文で告発
- 48年2月 市神田助役・公害対策特別委員会代表ら上京、環境庁・国当局の消極姿勢に抗議(20、21日)
- 48年7月 新幹線総局と沿線住民との懇談会開催、地元の切実な怒りの声を前に、振動被害の補償と側道の地元民の利用承認を確約す
- 48年9月 唐崎・大冠地区の防音壁設置工事始まる
- 48年11月 市神田助役など上京、第二回目の公害防止対策強化の要請を行う
- 48年12月 市議会、国鉄当局へ沿線の電波障害防止の共同アンテナ管理費の負担を要請
- 49年5月 新幹線総局大阪保線所の被害実態の現地調査、唐崎地区よりようやく始まる(八三ホーン測定)
- 49年6月 市、新幹線公害に厳しい環境基準を定めることを決定
- 49年7月 市環境部、沿線の騒音調査実施、防音壁の効果の少ないことが判明
- 49年8月 摂津市議会公害対策特別委員会、高槻市議会へ新幹線の減速要求運動の共闘アピール決定
- 49年10月 京大工学部に依頼し、市独自の公害実態調査開始(23日より50年3月まで)、騒音測定では防音壁の効果の少ないことが判明、高槻市・摂津市・島本町の担当議員により「二市一町新幹線公害対策連絡協議

会」結成（24日）

50年2月 新幹線総局、高槻市へ「来年度中に二重窓・空気調節設備をもつモデル一校の整備をしたい」旨申入れを行う（30ホーン低下予定）

50年5月 京大に依頼の公害実態調査公表（86ホーン、震度4なみなど）

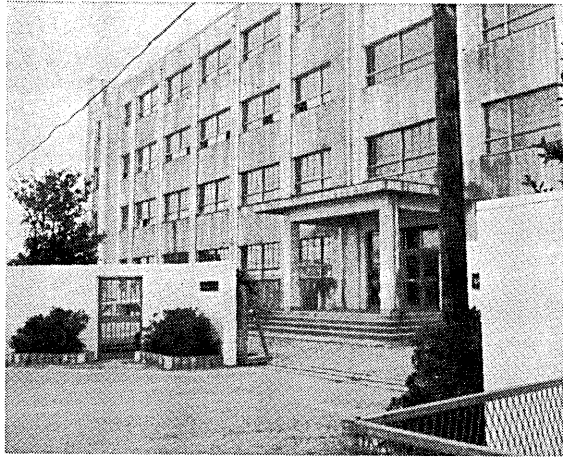
50年6月 吉田市長上京し、政府に新幹線騒音の環境基準の早期実現の要望書提出す

50年7月 唐崎地区に電波障害防止の共同アンテナが国鉄の負担で完成する

このほか、新幹線公害問題と平行して北部の名神高速道路で騒音問題などに関しても同様の住民運動の発生をみたのであった。

マンション 昭和三〇年代後半からの宅地「乱」開発の過程で、快適な生活環境を破壊するような要因が紛争の発生 生み出されることも多く、そのことがまた住民運動の発生を促すことにもなった。

宅地開発の過程で発生するトラブル——日照権・騒音・電波障害・プライバシー侵害・風俗問題など——を防止するため、高槻市では、無秩序な宅地造成による災害や住民の不満を防止する「宅地造成事業に関する指導要綱」（一九六七年）や一定地域内の全住民の同意により建築協定を結び、地域内の建築物を規制する「建築協定条例」（一九六九年）、建築業者の開発計画の地元民への「事前通報制」（一九七二年）などを定めたりしてきたが、それでも各種の紛争は絶えなかった。特にマンション建設がさかんとなった昭和四〇年代後半はいわゆる「マンション公害」から多様な「マンション紛争」が古曽部・南平台・奥天神・津之江・総持寺などの各地区で発生し、人口急増に伴う環境悪化の進行に対する「過密」への不安が噴出した。当初は日照権問題が紛争の中心であったが、市の指導要綱による規制が強められてからは少なくなり、代わって電波



写511 高槻市立柳川小学校（市内西町）

障害、工事の安全対策からさらに工事完成後の風害、排水路の処理方法、衛生管理など多様な課題を追求する例が増加していった。さらにこのようなマンション建設による人口急増は次に述べるように、学校増設・校区変更・教育環境の混乱などの教育問題にも波及して、関係住民と教育関係者のマンション紛争をもたらすことになっていった。

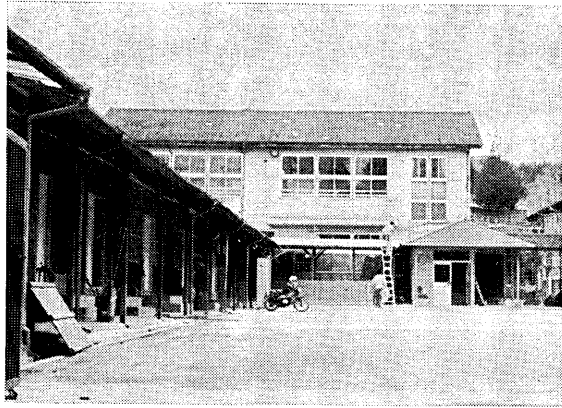
このようなマンション紛争に象徴される建設業者に対する地域住民の運動の結果、建設が中止されたり、建設計画が変更されたりする例も少なくなかったが、何よりも営利にのみ目が向きがちな建設業者の手を縛り、無計画で野放図な宅地開発機運への制御力となったところに大きな意義があったといえよう。

教育・文化 工場進出・宅地開発・人口急増の進行は教育・文化問題にも深刻な影響をもたらし、住民や関係者の間にさまざまな波紋を生み出すこととなった。

一九七一年（昭和四十六）年度・七十二年度の高槻市教組が作成した「教育白書」により、「過密教育」の深刻な実情をみてみよう。「運動場はせまく、危険がいっぱい。一教室を二教室にわけて授業しているので隣の声がま

る聞こえ」(二中)、「五年間の児童数の伸びは三倍以上という異常さ。このため、運動場、特別教室も満足に
使えず、児童も教師も疲れきっている。さらに児童の怪我人もふえている。」(清水小)、「運動場、体育館、中
庭……どこも生徒がくつろげるところがなく情緒不安定な生徒がふえている」(六中)、「校舎と校舎が市道で
分断されており、交通事故の危険がいっぱい。陸橋か地下道の設置を」(磐手小)など問題は山積みしていた。
このような過密教育の解消のために、学校増設に力が注がれたが、財政・用地・資材などの調達と捻出の
困難にぶつかって思うようにすすまなかった。

昭和四〇年代の顕著な人口急増地区の一つであった富田・如是地区でも学校建設が難渋して、関係住民に
大きな不安をもたらした。一九六八(昭和四三)年四月開校予定の柳川小学校の場合も、一九六六年四月より
すすめられていた一万九、八〇〇平方メートルに及ぶ用地買収交渉が難航して、解決したのが翌六七年一〇
月となり、そのため開校がおくれてその間は新校舎が完成した富田小学校の旧校舎とプレハブ仮校舎で間借
り授業を実施しなければならなくなり、住民の抗議を生むこととなった。さらに七三年四月開校予定の同地
区の柳川中学校も、用地買収と資材難により工事が遅延し、正常授業が新学期より開始できず、関係校区の
父母三〇〇人が市教委の責任を追求する抗議集会を開催する事態も生じたのであった。同中学校の場合は七
二年後半からの土地ブームにより用地買収が最も難航して着工が一〇月となったうえに、工事当初より資材
不足に苦しめられたのであった。基礎杭用のパイル確保のために市職員が業者とともにメーカーと交渉した
り、木材暴騰による床材探しに奔走したり、七三年に入ると生コン業者の間に操業を停止するものが出てく
るほどのセメント不足に出会う状況があったのである。



写512 高槻市立第五中学校（市内大字田能）

殿町を中心とする地区では、人口急増により一小学校区が三校区に分断され、さらに七三年に入って三カ所の大型マンション建設計画が明らかとなり五〇〇世帯増が見込まれる中で、住民代表が「落着いた教育環境」を求めて市へ訴える状況があらわれ、第四中学校では同じ頃、隣接地に七階建て三二〇戸のマンションが建設されるとともに、別に一四階建て高層マンション建設計画が明らかとなると、過密教育の到来を回避し教育環境を守るために校長を先頭に父母・教師が一体となって反対期成同盟を結成する動きが発生し、高槻市もこれをうけて建設業者に建設計画を拒否する通知を出すという事例もあらわれた。

また、高校増設についても毎年のように市教組・市PTA協議会などを中心に、市・市議会とともに府へ陳情や要求行動が行われた。

一方、檜田地区では年々人口が減る傾向をみせ、一九七三（昭和四八）年で一七五世帯、約七六〇人となり、田能に併設されている檜田小学校・第五中学校の児童・生徒数も前者が七七人、後者が四一人、両者とも一学年一クラスで特に中学一年生は七人という状況となった。このため、市教委より「第九中学校との統合の可否」が問題として提出されると、地元自治会連合会長を中心に「五中を考える会」が結成され、統合

反対運動がすすめられるという南部の過密地域とは全く正反対の対照的現象を生み出した。

今、創立年代別にみると、小学校の場合、戦前一二校、戦後昭和二〇・三〇年代各一校、昭和四〇年代前半六校、同後半一一校、昭和五〇年代前半一二校、中学校の場合（戦前なし）、昭和二〇年代五校、昭和三〇年代一校、昭和四〇年代前半一校、同後半六校、昭和五〇年代前半四校であり、流入人口の中に占める若年層の多さを考えるとき、急増期に一段階おくれて学齢期の少年の増加が始まると考えれば、先の学校数の推移は整合的に理解できるのであり、住民の教育要求に支えられながらそれに応えようとした市の行政的努力の跡がうかがえるのである。

一方、宅地開発の進行とそれに伴う公共施設の拡充の中で、貴重な文化財が破壊の危機に陥ることがしばしばあり、その保存運動が昭和四〇年代を中心にすすめられていった。特に高槻市の場合は安満遺跡・今城塚古墳・嶋上郡衙遺跡など古代を中心に「埋蔵文化財の宝庫」といわれるような豊富な文化財にめぐまれた地域だけに、油断をすれば乱開発の犠牲になる可能性は常に存在していたのであった。非人間的な「資本の論理」による急速な「地域開発」に蝕ばまれる文化財の保護に対する自治体の姿勢も、当初は極めて消極的であったため、一部の考古学者、郷土史家、学校の教職員などが中心になって、地域の人々に文化財の価値や保存することの意義、文化財を組み込んだ町づくりの展望などを訴えながら、さらに自治体をも動かして保存の努力がすすめられた。このような努力によって安満遺跡をはじめ多くの文化財が破壊を免れ、自治体の文化行政も充実していったのであり、その過程で「高槻史談会」などの民間文化団体も結成され、住民自身による文化運動もすすめられることになった。

同時に発掘された埋蔵文化財の出土品が年々多くなると、それらを保存・収蔵する施設が必要となり、早くから識者の間ではその設置が強く要望されていた。一九七〇（昭和四五）年、出土品の一部が収納されていた府立島上高校の木造校舎で火災が発生し、貴重な文化財の一部が焼失するというゆゆしい事態となったが、このことが契機となり高槻史談会や高槻文化財を守る会などを中心に「収蔵庫」の早期建設を要求する運動が国や府・市に対してすすめられることとなった。そして、このような運動の結果、七四年になって文化庁・大阪府の財政補助をうけて総工費約二億円で南平台に「埋蔵文化財調査センター」が建設されることが決定されたのである。

部落解放 昭和三〇年代は、被差別部落の解放運動も他の運動の展開 住民運動の高揚と合流しながら大きな展開をみせた。特に一九六五（昭和四〇）年八月に行われた政府への同和対策審議会答申が解放運動をすすめるうえでの大きな手がかりとなり、その早期実現を求める運動が各地で発生したのであった。

高槻市でも部落解放同盟富田支部を中心とする「行政闘争」がすすめられ、六六年には戦前より部落産業

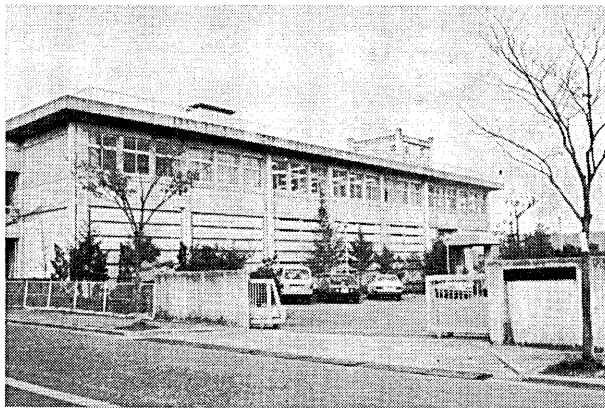


写真513 高槻市立埋蔵文化財調査センター（市内南平台五丁目）

IX 現代の高槻



写514 富田の植木市
(市内川添一丁目植木団地にて・農林課提供)

の一つとして長い伝統をもつ植木の苗木養成地の先行取得措置を実現させ、翌年には対市交渉を通じて温室をも獲得するなどの成果をあげ、生活水準向上への条件を確保するようになった。

一九六九（昭和四四）年七月には、全国的な解放運動の発展とその蓄積が反映して、一〇年間の時限立法として同和对策事業特別措置法が施行されることとなり、翌年には高槻市でも同和对策一〇年計画をふくむ高槻市同和对策協議会答申が市長に手交された。この答申を足場にして、

昭和四〇年代後半は解放同盟富田・春日両支部を中心とする対市交渉が年々積み上げられ、着実に成果をおさめていった。

このような解放運動の展開過程で組織も成長し、六七年には部落解放同盟春日支部が誕生し、また七三年には富田地区で発生した自衛隊未成年者不当入隊勧誘事件を機に「反自衛隊高槻市民会議」が、さらに七四年には「高槻同対審市民共闘」が結成されるなど共闘組織もひろがりをみせていった。

そして、一九七五（昭和五〇）年には高槻市における部落解放運動の牽引的存在であった富田支部の運動センターとして解放会館が完成し、新たな運動拠点が築きあげられることになった。

第四節 コミュニティ活動と市民参加

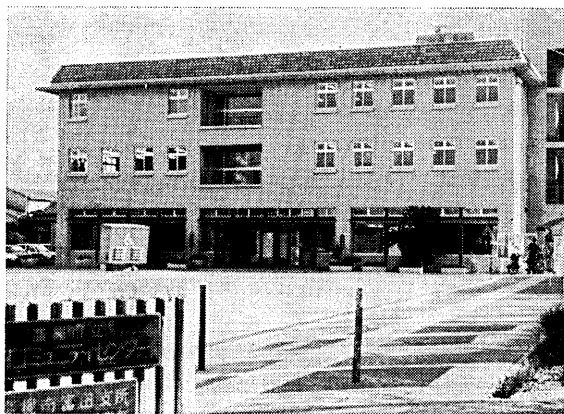
上からのコ 一九六九（昭和四四）年、政府の諮問機関である国民生活審議会調査部会は、「コミュニティ運動 イ——生活の場における人間性の回復——」なる中間報告を発表した。

この報告は、前節の高槻市の諸事例で明らかのように、高度成長政策の生み出した矛盾が公害・過疎・過密などの形で表面化し、既成の地域住民組織や生活環境が大きく破壊され動揺し、解体の道をたどるなかで、人々の関心をあつめた。

そのような中で、一方ではこの報告には鋭い批判も行われた。この報告の発表された一九六九年は独占大企業優先の大規模な国土開発方式である「新全国総合開発計画」（「新全総」）が策定された年であったが、コミュニティはこの「新全総」を補完し、住民運動の発展を統制するための地域再編策に過ぎないという批判、また、コミュニティは、現代社会のかかえこんだ基本的矛盾を隠蔽し、高度成長政策の生み出した地域破壊の再建の責任を被害者である地域住民になすりつけようとするもので、加害者を免罪し二重の負担を住民の肩に背負わせるものだとする批判などが提起されたのであった。

国家社会の体制的変動期においては、権力者はいつも地域の末端組織の把握に努めたことは、戦前の地方改良運動から大政翼賛運動にいたる間の政府の施策に明らかであり、このコミュニティ構想もその意味では昭和四〇年代後半から同五〇年代におとずれた体制的危機の反映ともいえる面をもっていた。過去において

IX 現代の高槻



写515 富田コミュニティセンター（市内富田町五丁目）

は「自力更正」「相互扶助」などがそこでは常に繰り返し叫ばれてきたのであり、そのような「困った時の地域頼み」〔町内会と住民自治⑨中田史論文〕の伝統がコミュニティ論にも入りこんでいるのは事実であった。

下からのコミ

しかし他方では戦後の民主化の過程を経て、地域住民の中に民主的権利意識は定着し、高度成長政策下の住民運動などのように住民は地域的連帯の体験を積み、戦前とは比較にな

ユニティ運動

らぬほど「下から」の住民自治を自らの手で育てあげる力量を身につけるようになっていた。したがって「上から」の政策的なコミュニティ構想に惑わされず、「下から」のコミュニティづくりにより、地域生活を住民相互の自主的・民主的な協力により高めてゆくことは充分可能であり、また必要なことであった。そしてこの場合、自治体としてはこのような住民の要求や動きの実現に必要な諸条件をできる限り整備し、ともにその実現をめざして努めるところにその役割があった。

高槻市の場合、一九七三（昭和四八）年六月、神峯山寺でひらかれたコミュニティ部長研修会の席上、一般職員により構成される高槻市コミュニティ研究会の設置が決定され、「高槻市におけるコミュニティ形成とは何か——その理論的見解と実践方法について、行政の立場から明らかにせよ」という市長の諮問



写516 大冠北コミュニティセンター（市内永楽町）

に応えるため発足したのであった。そして、同年一〇月より一月にかけて京都大学工学部建築学科三村研究室などの援助を受け、川西および北大冠地区の市民意識調査を実施したのをはじめ各種の調査研究を重ね、翌七四年二月に「コミュニティ研究中間報告」が提出された。

この報告の最も中心的論点は、コミュニティ活動における「住民参加」を実質的にどのように実現させ、保障してゆくのか、という課題の追求であったといえよう。「現実のコミュニティ形成自体は地域という生活の場を介して、市民と市民、市民と行政が自由な討論、相互交流を深める過程で運動として形づくられていく動的なものにほかならない。このような、いわば『コミュニティ形成運動』は、市民運動のエネルギーを背景とした市民参加による地域計画の策定→実施→計画の展開へと、永続的なサイクルとなって繰り返されてゆくであろう。これが、われわれのコミュニティ構想を展望する基本姿勢である。」「〔高槻市コミュニティ研究会〕コミュニティ研究中間報告」。このような立場に立脚して「上位性、広域性の名のもとに、上からおりてくるものではなく、市民生活を中心に下から積み上げる地域計画——自治体計画策定のシステム」の確立」〔前掲報告〕が強調された。この報告にもとづいて一九七四（昭和四九）年度より担当課が新設され、また、

IX 現代の高槻



写517 各地域のコミュニティ新聞

一九八〇（昭和五五）年三月にはパンフレット「心の通い合うまちづくり、高槻のコミュニティ、基礎編」が市より発行され市民に配布されるなど、コミュニティ形成運動の推進・援助体制が整備された。

このような市の動きより早く、川西地区では一九六九（昭和四四）年に連合自治会が結成され、地区福祉委員会と連携してコミュニティ活動が展開され、以後西大冠地区（一九七一年）、寿栄川添地区・女瀬川南地区・大冠北地区（一九七四年）、阿武野地区（一九七六年）、富田地区（一九七七年）の各地区にもコミュニティ組織が連合自治会や自治協議会などの形態でつくられ、それぞれ多様な活動——交通安全・美化清掃・スポーツ・暴力追放・非行防止・差別撤廃など——が展開されていった。また、一九七六（昭和五一）年末には「市コミュニティ市民会議」が、川西・大冠北・西大冠・寿栄川添・如是の五連合自治会組織の参加で、共通課題の解決、相互経験交流などのために結成され、その運動の発展がはかられた。

これらのコミュニティ地区は、いずれも昭和四〇年代に宅地開発などが急速に進行し、それだけに激しい変貌をと

げ、またしばしば住民運動の発生をみた地域であった。

高槻市が急激な人口増によりベッドタウン化した結果生じてきた地域の変化に伴う諸問題を、「下から」の住民自身による自覚的な営みや、旧来の住民と新入の住民との協力共同の力などにより解決しつつ、コミュニティ活動が新しい地域づくりに寄与する方向へ発展してゆくことが期待されているが、それと同時に、コミュニティと自治体行政機関とが相互に独自の機能を尊重しつつ、民主的な協力関係が築かれるならば、「高槻市民憲章」がめざすまちづくりは一層すすむにちがいないと思われるのである。

高度成長政策下で「資本の論理」から生じた地域破壊に対応して発生した多様な住民運動のエネルギーが、それぞれの直面した問題の解決後も決して消されることなくコミュニティ活動のエネルギーに転化されてうけつがれてこそ、住民の「生活の論理」は回復されてゆくであろう。